

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画について

1. 計画期間：2023年7月1日～2026年6月30日

2. 目標と取組内容・実施時期

【目標1】

項目	目標		実績(直近)
女性登用	女性役付職員(係長級以上)の割合	15%以上	13.3%

<取組内容>

- 2024年 12月～ 係長級以上の女性職員を女性活躍のロールモデルとして職員に紹介し、女性職員がキャリア形成していくイメージ・意欲を育てる。
- 2025年 8月～
 - ・管理職を対象に女性活躍に関する研修を実施
 - ・チームリーダー研修を実施し、将来的な管理職としての意識・意欲の醸成につなげる。

【目標2】

項目	目標		実績(直近)
育児休業	女性の育休取得後の復帰率	100%	100%
	男性の育休取得率	100%	33%

<取組内容>

- 2023年 7月～
 - ・男性職員の育児参加を促進するため、子の出生時に休暇計画を作成させることで、育児休業を取得しやすい環境づくりを行う
 - ・子育てや介護をしながら働き続けられるよう、個人の状況に応じて育児短時間勤務や介護休暇の活用を提案する
 - ・育休期間中も管理職等が定期的に面談を行い、復職に対する不安を軽減する
 - ・職員や、配偶者からの妊娠・出産報告があった場合には、育児休業給付、育休中の社会保険料免除、休暇の制度等に関する説明を個別に行う。
- 2023年 12月～ ハラスメント防止のための研修実施